

帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人夫婦について、申立人夫が頭痛や不眠等の体調不良を理由に平成29年9月末に勤務先を退職し、同年11月には脳出血を、平成31年2月頃には統合失調症を発症したのは、避難生活によるストレスが原因の一つであるとして、平成29年10月から令和元年6月までの申立人夫の生命・身体的損害に係る就労不能損害（ただし、原発事故の影響割合を、平成29年10月から平成30年8月までの間は5割、平成30年9月から平成31年1月までの間は2割5分、平成31年2月から令和元年6月までの間は5割として算定）のほか、平成29年11月から令和元年8月までの生命・身体的損害（通院慰謝料の一部や通院交通費等）が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 損害項目

ア 生命・身体的損害にかかる就労不能損害（X1分）	1, 881, 108円
（平成29年10月1日～令和元年6月30日）	
イ 生命・身体的損害	275, 000円
（平成29年11月6日～令和元年8月28日）	
ウ 通院交通費	7, 755円
（平成29年11月6日～令和元年8月28日）	
エ 診断取得費用	49, 482円
（平成30年12月10日～令和元年9月6日）	
オ 転居費用	27, 500円
（平成29年11月23日）	

### 2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間に対する和解金として、申立人らに対し不可分的に金2, 240, 845円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

#### 4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

#### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年7月28日

（仲介委員 権田 光洋）